

平成25年第3回  
利根町議会定例会会議録 第2号

平成25年9月5日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	師岡昌巳君
企画財政課長	秋山幸男君
まちづくり推進課長	高野光司君
税務課長	坂本隆雄君
住民課長	井原有一君
福祉課長	石塚稔君
保健福祉センター所長	岩戸友広君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	鬼澤俊一君
経済課長	矢口功君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	菅田哲夫君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	福田茂君
生涯学習課長	石井博美君
選挙管理委員会委員長	片岡稔君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 2 号

平成25年9月5日（木曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に諸般の報告を行います。

11番若泉昌寿議員より、9月4日付で一般質問通告の取り下げの申し出がありました。したがって、9月6日の一般質問は、3番花嶋美清雄議員、10番五十嵐辰雄議員の質問とします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、1番石山肖子議員。

〔1番石山肖子君登壇〕

○1番（石山肖子君） 1番石山肖子でございます。本日は多くの皆様が傍聴に参加していただきまして、まことにありがとうございます。

このたびの町議会議員補欠選挙では、私は「チェンジ利根」と訴えまして、大きなご支援をいただきました。議員としての初めての一般質問でありますので、質問を始める前に、まず私の町政に対する基本的な考え方を述べさせていただきます。

町政において、私は次のことを望みます。それは、時代の特性を分析した上で、10年後、20年後を見据えた政治理念が町民に表明され、それぞれの方がそのビジョンを胸に携えて町政に参加されること、これが真の利根町の発展につながる確かな道であり、住民へのサービスを充実させることも、結果として大事でございますが、まず、町の長である町長が方向性を示していくこと、このことが行政の出発点であると考えております。その方向性は町民が参加してこそ具体性を実現できるのであり、町民がみずから動き出し、お互いに実のある議論、行動が行われるためには、町民からの信頼が必須であると考えます。

私は、先日の町長に対する辞職勧告決議に際し、賛成をいたしました。これは、複数の町民の方々の考えと私自身の考えを総合いたしました代弁したものです。公職についておられる町長の行動は、社会における人の倫理にのっとって行われるべきであり、私にとりまして今回の選挙運動員の逮捕という事実は、倫理の判断基準を超えたものであり、それが私の今回の判断へとつながりました。

町長におかれましては、町民からの信頼を第一に考えられることを望みます。そして、今後町民の信頼を得られるようなご発言、ご判断をされるよう要望いたします。

それでは、私が議員選挙に立候補し、そして選挙で訴えたことについて申し上げます。

私が今回の町議会議員補欠選挙に立候補し、議員を志しましたきっかけは、子供たちの健康の問題、放射線防護問題を早急に解決すべきであると考えたことでした。利根町の真の発展を私はこう考えます。将来の担い手である子供たちが、開放された精神を伸び伸びと発揮し、生活の場である自分たちの町を自分たちがつくっていくんだという気概を持ってもらえるように、大人がその姿勢と行動を示すことだと思います。

現在、日本におきましてこの大人の姿勢が問われていると思います重大な問題は、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の飛散でございます。全ての大人の責任を問われるべき重大な事故であり、また、いまだにこの事故は収束しておりません。現在も進行中です。

私はこう考えます。事故による放射性物質がこれからもたらす未知の健康被害を命の問題と考え、そのことに町が予防的にどう処していくのか、まず、子供たちに示さなければなりません。私は、利根町の財政が豊かになることのみが町の成長とは考えません。町の大切な財産、人、自然、文化を維持していくことが何より大切であると思います。自治体が永遠に経済的に発展していくことはあり得ません。中でも、私にとりまして住民が一番大切であり、あらゆる人が町政の諸問題に十分参加し、町の持続にかかわっていくことが長期的、安定的な質の発展をもたらすと思っております。

利根町において年齢層のバランスを保ちながら、それぞれの間人が持つ知恵を結集して進んでいかなければなりません。この意味において、住民の命にかかわる問題を軽視すれば、町からの人材の流出は加速します。年齢層のバランスが崩れるのは明らかです。利根町における少子高齢化の諸問題は、この根本的な命の問題から発しているのではないでし

ようか。子供たちの健康を心配される町民が一人でもおられるのならば、私は住民の代弁者として、まず放射線防護の施策を実現したいと思います。

さて、私が議員として働く決意をしたのは、政策、事業の実態を把握すること、住民と施政本体をつなぐ仕組みを変える動きをつくるためです。先に個々の事業ありきではなく、複数の事業がどのような関係性を持って、何のために、何年後にどのような効果を見込むのか、そのビジョンが町民に提示される行政が変わることを望むからです。

質問に当たりましてお願いがございます。本日の私の質問に対しましては、政策における構想、事業がどのようなプロセスで行われているのか、どのような組織の体系で行われているのかを含めてお答えいただきたいと存じます。今回は三つの質問をさせていただきます。

まず、町政全体について町長の所見をお伺いいたします。

第4次利根町総合振興計画4期基本計画（平成25年度から平成29年度）、この冊子の74ページでございますが、第3部参考資料、資料1、第4次利根町総合振興計画基本構想第5章に利根町の将来像が掲載されております。

〔発言する者あり〕

○議長（井原正光君） 続けてください。時間がもったいないから続けてください。

○1番（石山肖子君） はい。

利根町の将来像が掲載されております。この利根町の将来像に向ってどのような見通しを持って町政運営をされるのか、新たに4年の任期が始まるに当たって明らかにしていただきたいと思います。具体的には、財政についてです。

まず、税収の見通しについて、その基礎になる町民の所得について、過去10年ぐらいの間の推移をお聞きします。

○議長（井原正光君） 石山肖子議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 一昨日に続きまして、議員の皆様方には一般質問ということでご臨席、大変ご苦労さまでございます。また、きょうはたくさんの傍聴者がおいでくださいまして、私の方からも御礼を申し上げます。

それでは、石山議員のご質問にお答えをいたします。

利根町の財政の推移の見通し、特に税収の見通しと、その推移から将来どのような見通しを持って町政運営をするのかということですが、過去10年ほどの町民の所得の推移からの税収の見通しについてですが、平成20年のリーマンショックや団塊の世代の大量の定年退職等により、所得の大部分を占めている給与所得が大幅に減少し、それに反し、年金所得が増加しているところでございます。今後も引き続き給与所得者の減少傾向により、税収の伸びは見込めない状況でございます。

財政の推移と見通しについてということでございますが、自主財源として安定した財源を確保することは重要なことであると考えております。しかしながら、町税も納税義務者の減少や地価公示価格の下落により毎年減収している状況でありまして、地方交付税などに依存する財政状況が続くと見ております。

このようなことから、町の行財政改革に取り組んでまいりました。現在は平成25年度から平成27年度までの利根町行政改革行動計画（後期計画）を策定して、町のホームページや「広報とね」などで公表して周知を図るとともに、この計画に沿って行財政改革に取り組んでいるところでございます。

これからも厳しい財政状況が続くと考えられますので、全事業について経常経費の削減と最少の経費で最大の効果が得られるように見直しを行いながら、子供たちや若者が夢と希望を持てる、そして高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員、次に質問される時、ちょっと挙手してください。

石山議員。

○1番（石山肖子君） 答弁ありがとうございます。

町長の選挙公約を実現する方策としては、財政の裏づけを明らかにされるべきではないでしょうか。利根町の財政力指数は、平成23年度に0.500、県内44市町村中で37位、平成24年度0.447、37位とのデータが出ております。現状のままでは新しい政策は実行できないのではないのでしょうか。

法人税についてですが、法人税は税収増に寄与いたします。町長は利根町において企業誘致の見通しを持っておられるのでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 企業誘致の見通しを持っているかのご質問にお答えをいたします。

企業誘致につきましては、平成18年度及び平成19年度に、閉校となった旧小中学校跡地及び公園用地としていました町有地について、取り組んでまいりました。

旧利根中学校と旧布川小学校は日本ウェルネススポーツ大学、公園用地としていた町有地は合同会社クリスタル・クリア・ソーラーによる太陽光発電所を誘致することができました。

現在は、旧東文間小学校について、町ホームページやパンフレットを茨城県産業立地推進東京本部などに配置してPRに取り組んでいるところでございます。

今後あらゆる機会を通して誘致活動に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 企業誘致について町長のお考えをお聞きいたしましたが、企業誘致について、雇用が生まれるかといった視点から、私は企業誘致というものが、地場産業

資本であるか外部の資本かといった問題ではなく、利根町にその企業、産業を根づかせる、そのことが重要であると思っております。

例えば三重県の亀山市のシャープの工場の事例からもわかりますように、企業がよりよい経営環境をいかに提供してもらうか、すなわち、そこに住むということからして生活環境を整備する、そしてあわせて企業の開発、生産活動に要する知識を提供できる体制を町側がとっていないかならぬと思います。そのような意味での企業誘致、これをぜひ考えていただきたいと思っております。

企業との共生を図るには、地域社会の構造をネットワークとしてデザインしていく、そういう視点が必要であると考えます。財政を支えるのは人と産業です。財政に人口年齢の構成は大きな影響を及ぼします。利根町の高齢者の占める割合とこの比率は、将来どのように変化していくのでしょうか。

平成24年度の茨城県における利根町の位置は、年少人口割合9.89%、42位、生産年齢人口割合は58.26%、43位、老年人口割合31.85%、2位、出生率4.23%、42位など、いずれも下位です。

経済、財政につきましては、市町村内総生産244億4,900万円で43位、製造品出荷額は69億8,300万円で44位、商品販売額89億3,200万円で44位と、経済に強さを示す指標も最下位、または下位です。

このようなデータを鑑みて、利根町の行政事務事業について調査をして、精査をしていただいて、町政が真に町民の側にあるのか、困難な障害を抱えた人、支援を求める人たちに寄り添うものとなっているのか、県での利根町の位置を考慮されて町の発展に推進していただきたいと思っております。

それでは、質問2に移ります。

福島第一原子力発電所の事故がまだ収束していないことの認識を町は持たれていることと思っております。予防原則に基づいて、これからの住民の健康被害を最小にする努力がこれから続いていってほしいと願っております。

今後の放射線防護を推進するために、この利根町においてどのような部署が連携してどのような対策をとっていかれますか。環境省などからの通達のみには忠実に業務を行っていたのでは、町民の命を守ることはできないと私は考えております。

一つ目の質問として、今後の放射線防護推進のためにどのような対策をとっておられるか、町長にお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 土壌調査とそのマップの作成についてでよろしいですか。

放射能の濃縮特性を考慮した町内の土壌調査とそのマップ作成計画の有無についてのご質問にお答えをいたします。

町内の放射能土壌調査につきましては、平成23年6月に小中学校及び生涯学習センター

において土壌を採取しまして、分析調査委託をしております。

その後、平成23年8月に、茨城県原子力安全対策課による県全体の土壌調査が行われております。この調査は県44市町村全体で実施し、各市町村1地点を選択し、土壌中の放射性ヨウ素、放射性セシウム濃度及び1メートルの高さにおける空間放射線量率を測定しております。

放射性セシウムの測定結果は、県北地域の沿岸部及び県南地域において、ほかの地域と比較して放射性セシウムの沈着が多い傾向にあると報告をされております。調査は1地点の調査であり、その市町村を代表するものではありませんが、土壌の放射能濃度マップとしてまとめられております。

また、環境省水・大気環境局により、茨城県内の公共用水域における放射性物質モニタリング調査が定期的実施され、河川や湖沼の土壌調査が行われております。町内の測定箇所は、利根川の布川地区での川底や周辺の土壌調査を実施しております。

さらに、平成23年10月には、食品放射能測定システムを導入しまして、公共施設などの土壌調査を随時行っております。

土壌調査の測定単位はベクレルが用いられ、放射能の量をあらわす単位であり、1秒間に一つの原子核が崩壊して放射線を出す放射能の量が1ベクレルでございます。空間放射線量率の測定単位はシーベルトが用いられ、生体への被曝の大きさの単位であります。つまり、ベクレルは放射性物質が放射能を出す能力をあらわす単位であり、シーベルトは放射線による人体の影響度合いをあらわす単位であります。

放射線が人体に与える影響は、放射性物質の放射エネルギー（ベクレル）の大きさを比較するのではなく、放射線の種類やエネルギーの大きさ、放射線を受ける身体の部位なども考慮したシーベルトで比較することが重要であるといわれております。

放射線人体影響の軽減が第一と考えていまして、町内の地域や各施設について、シーベルト単位である空間放射線量率を測定している中、現在安定した放射線量になっておりますので、土壌調査は継続しますが、マップ作成については考えてございません。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 土壌調査が1カ所において行われたということをお聞きいたしました。この土壌調査について、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

担当部署の方にお聞きいたします。

土壌測定、放射性物質の量の測定がこれからどのような計画で行われていくか、それを詳しくお伺いいたします。

それと、データの公表、土壌汚染マップの作成の計画はないということでございますが、私はこの点につきまして危惧をいたしております。町の除染実施計画には児童生徒の通学路などが含まれておりません。放射性物質は風や雨などで流されまして一定の場所に濃縮されます。子供が通る道路や遊び場所につきまして、保護者や住民の方からの心配の声を

お聞きしております。

土壌調査の実例として、山梨県の市民グループが行いました福島第一原子力発電所の事故から1年9カ月後の山梨県全域での調査結果が汚染マップとともに公開されております。この調査は、市民グループが行ったという大変大きな意義があるとともに、この汚染測定結果から地域の特性が見えたと報告されております。山梨県では、灰肥料の測定結果が高く、野焼きや県産のまき、それから出る灰の取り扱いに注意が必要であることがわかったそうです。空間線量のみが今回の利根町での除染の判断の数値となったようですが、土壌調査の有用性を町に認識していただけたらと思います。

質問ですが、担当部署の方の一つだけお伺いいたします。汚染状況重点調査地域に指定された利根町において、環境汚染を低減するために除染作業を行っておられると聞きます。このときの除去した土壌の処理、この状況をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

蓮沼環境対策課長。

○環境対策課長（蓮沼 均君） まず、最後のご質問から、除去した土壌はどうしているかということですが、今、利根町では公園、学校の除染をいたしました。その土壌につきましては敷地内で保管をしております。グラウンドなり公園の隅のほうに穴を掘りまして、フレコンバックという1トンぐらいの土を詰めるような袋に入れまして、地下に埋設されております。

今現在、利根町にもそういう中間処分場というのをつくればいいのですけれども、どうしてもその場所がないものですから、現地保管ということでさせていただいております。これはどこの市町村でも同じような方法をとっております。

最終処分場というのを国のほうでつくっていただければ、そういうのも一緒にというのがあるのですけれども、国のほうでは最終処分場のほうに持っていくのは制限されておまして、焼却灰または下水から出る汚泥等の焼却灰という二つに限られておまして、今はどこの市町村でも最終処分場をつくれな、茨城県で一つということで国が言っておりますので、県のほうでも最終処分場をつくれな状態になっております。

あとはプロセスか何かですけれども、今までの2年間にわたることはいいですか。

○議長（井原正光君） 続いて、福田学校教育課長。

○学校教育課長（福田 茂君） 各学校の除染後の土壌につきましては、利根中学校におきましては第2グラウンド、第1グラウンドと両方除染したのですが、除染した土につきましては第2グラウンドのほうに、先ほど環境対策課長が申しあげましたように、フレコンバックに詰めまして、それで地下2メートルの穴を掘って、覆土は約50センチメートルほどして埋設してございます。

それから、文間小学校につきましては、やはり同じような方法で第1グラウンドと第2グラウンド、駐車場などで使っているほうのグラウンドですね、そちらの方に同じように



埋設してございます。

文小学校は、北側にあります第2グラウンドといいますか、小さいグラウンドがあるのですが、そちらの方にすべて埋設してございます。

布川小学校は、一番校舎から遠い南側のグラウンドに埋設してあります。

その後の放射線量の測定は、その埋設箇所につきましても定期的に測定をしております。今大体0.07から0.09ぐらいで、ほとんど異常のないような状況です。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 答弁ありがとうございました。担当された、作業された方には感謝を申し上げます。

放射性物質は、先ほども申し上げましたが、一定の場所に濃縮されるという事実をぜひ皆様も認識していただきまして、保護者や住民の方からの心配の声がなくなるような今後の対策を、ぜひとっていただきたいと思います。

二つ目の質問でございます。教育長にお伺いいたします。

利根町は汚染状況重点調査地域に指定された後、公共施設の除染が進んでいるようですが、さきの質問への回答で、土壌調査の計画が十分でないということがわかりました。外部被曝と内部被曝の合算、そして時間的な積算で被曝の度合いが決まりますが、このホットスポットの存在が特定できないのであれば、受けなくて済むはずの被曝を知らずして受ける可能性が大きくなります。子供たちの健康を先々を見て守っていくために、土壌汚染のデータなどを今後の対策に生かしたり、そのようなことが必要だと思いますが、利根町において児童生徒の健康調査の実施は、この2年半でありますか。それから、これからの計画はございますか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 伊藤孝生教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、石山議員の質問にお答えします。

まず、予防原則にのっとった子供の健康調査実施計画の有無についてのご質問ですが、まず、国・県の新たな動向ですが、昨年6月に、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者支援法に関する施策の推進に関する法律が成立しています。国では、今後この法律に基づきまして、一定基準以上の放射線量の地域を指定して、健康診断の実施などの必要な支援策を講じていくものと思われま

す。茨城県におきましては、茨城県原子力安全対策課で、各市町村の大気中の放射線量率を測定し続けまして公表しております。現段階では、放射線影響検査の必要性はないとの判断でございます。また、予定もないということでございますが、同法の支援対象地域に指定された場合には、国の支援策に沿って対策を講じていくようになるかと伺っております。

以上のようなことから、利根町におきましても、現在のところ健康調査の計画はございませんで、国及び県の動向を注視しながら対応していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 健康調査に対して、それでは心臓に関する検査というのは小中学校では行われていると思いますが、その結果についてご存じでしたらお伺いいたしたいと思います。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） この結果については、前回の今井議員からのご質問にもあったとおり、詳しいデータを述べておりますが、特に異常があるという結果は出ておりません。

詳しいデータは、きょうちょっと持ち合わせておりませんが、前回、議会で答弁したとおりでございます。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 心臓の検査というのは、症状があらわれている部分を検査するだけでしかありません。子供たちの健康を守るために血液検査、尿検査、甲状腺の触診検査など予防的に利根町でやっていただけないかと私は考えます。内部被曝の影響は核の種類があるだけ、それぞれの部位に濃縮するといわれております。全身のいろいろな部位にその影響を受けているといわれております。ぜひ先を見越して、教育委員会の方で子供たちの健康調査をぜひ計画していただきたいと思います。

質問3に移らせていただきます。利根町図書館を核とした図書館ネットワーク構想の進捗を教育長にお伺いいたします。

利根町立布川小学校の図書館におきましては、本年度より図書館システムが稼働いたしました。子供たちは休み時間に、図書の貸し出し、返却をしに図書室に訪れ、また、授業中の調べ学習や読書、夏休みの自由研究に図書室を利用しております。学校の司書教諭は、ふだん忙しい中、合間をつくって新刊図書の登録の準備、図書だよりの作成などを行ってくださっております。

平成24年度の文部科学省児童生徒課が行いました学校図書館の現状に関する調査では、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校を対象としまして、学校図書館の人的整備、物的整備、読書活動の状況が報告されております。そのうち三つの結果を述べさせていただきます。

司書教諭を必ず置くこととされている12学級以上の学校での司書教諭の発令状況は、小中学校で前回とほぼ同値、高校では若干増加している。学校図書館担当職員を配置している学校の割合は、小中学校では48.0%、48.3%など、前回より増加しているそうです。それから、読書活動の状況につきましては、多くの小中学校において全校一斉の読書活動等が行われるなど、概ね取り組みが進んでいるそうです。

利根町におきましても、平成22年度に比べて蔵書の整備状況はよくなっているという報告でございます。教育委員会、学校教育課のご尽力に、私の方から感謝を申し上げます。

さて、布川小学校の図書館システムは、町内において第1校目でございます。続いてほ

かの公立学校システムが導入され、システム化することのメリットが、その教育の現場に発揮されることが期待されます。町内でのネットワークを考えたときにどのような図書館ネットワークを構想されているか、教育長にお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、石山議員の質問にお答えします。

現在のところ、利根町図書館を核とした図書館ネットワークのサービスは行っていませんが、将来的にはインターネットを利用したシステムへの移行を考えておきまして、学校の図書室とネット回線で接続し、よりよい図書館サービスの実施をしていきたいと考えております。

今、学校図書室としてのネットワーク化を進めるに当たりまして、現在、布川小学校が町のボランティアの方々の協力によりまして情報をコンピューターに入力しまして、パソコンでの蔵書管理や貸し出しができるようになりました。

今後、随時、文小学校、文間小学校、利根中学校においてもそれぞれ整備していく予定でおります。

なお、整備が終了した時点でネットワークを構築しまして、各学校の蔵書で足りないところを相互に補っていきまして、より一層充実した読書環境の整備を整えていきたいと考えております。

そして将来的には、学校だけではなく、図書館を核とした学校図書館としてのネットワーク化を進めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 先ほど教育長から説明していただきました布川小学校の図書館システムの準備ですけれども、読み聞かせグループのメンバーと、それから、一般の地域ボランティアが加わりまして2年半作業をいたしました。その間、延べ約1,600時間を費やしまして1人が1時間に5.6冊の本を仕上げた計算になりました。

最初のシステム導入校ということで、なれるまでに時間がかかりましたが、利根町図書館の職員の方々からのご助言や、実際の作業のお手伝いをいただきましたので、これを相殺すると、やはり作業効率は1人が1時間に5.6冊の本をつくりまして棚に置きます。このデータから考えまして、次の文小学校でのシステムの構築にかかわる準備はどのような時期に、どのくらいの期間でどのような人員が携わるのか、その辺、構想がおありでしたらお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） これにつきましては、今後、文小学校の方の図書館の状況、それから、また利根町図書館の職員、そしてまた蔵書数とかいろいろ考慮して計画してやっていきたいなということで、早速、図書館の方から文小学校の方へ行って、実際に実態を調査して始めるということでございます。

ただ、本当に布川小学校が、先ほど石山議員が話しましたように、1,600時間の時間を費やしまして石山議員が中心になってやられたと思いますが、本当にそういうことではネットワーク化のすばらしい施設にでき上がりました。本当に感謝いたします。

今後、ぜひそれが同じように文小学校、文間小学校へつなげていくことが、やや不安もありますけれども、そういったことを、ぜひいいシステムでございまして、今後進めていきたいと考えております。本当にいろいろ長い間、そういった整理、設備に努力されてきて本当に感謝いたします。

ちょうど暑い中、作業をやって大変だったと思うのですが、おかげさまで布川小学校の図書館には、今年度、せっかく作業を終わったところで空調施設が入りましたので、今後はもっと作業がしやすくなるのかなと考えております。ありがとうございました。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） どうもありがとうございます。

具体的な計画がぜひ実現して、そして何年後かわかりませんが、利根町が町の図書館を核として、知の拠点として町の図書館が機能していくようなすばらしいネットワークを構築されていくことを切に望みます。

このシステム化による効率化というのは、平成24年統計におきまして、全国の64.1%の小学校が導入済みだということです。このシステムを導入することによりまして、オンライン管理、教員が検索をすることができる、蔵書の点検を簡単に行うことができる、それから、連携ができる、よりよい本を選定できるなどのたくさんのメリットがございまして、ぜひボランティアも巻き込んで、この構想が実現することを願います。ありがとうございました。

二つ目の質問でございます。平成23年度の司書配置の現状は、取手市、龍ヶ崎市、牛久市は小学校に各1名、中学校は取手市が中学校7校で2名、龍ヶ崎市と牛久市は中学校各1名ということです。これは、取手生活ネットワークのウェブサイトから拝見いたしました。

司書の雇用形態はさまざまですが、図書標準の整備率、それから、年間の本の予算とともに配置率が児童生徒の読書冊数に関係かあるというデータも出ております。伊藤教育長は、司書の配置を利根町公立学校においてどのように実施され、どのような効果を見込まれますかご答弁をお願いいたします。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） 学校司書の配置についてでございますが、その学校司書の教育現場の効果について、まず話したいと思いますが、近隣の配置状況について、今、石山議員からもありましたけれども、学校図書館司書を小中学校全校に配置しているところもあれば、半日勤務の非常勤職員のところもございまして、それから、無資格の、特に資格を持たない図書整理員を小学校には全校、中学校には半数の学校に、いずれも半日勤務の非常

勤職員として配置しているなど、各自治体にとってはさまざまな形をとっております。

その配置の形態は違ってはいますが、学校図書館業務は、先ほど石山議員の方からも言われているように、本の整理、修理、ラベル張りなど、本当に煩雑な仕事が多いため、ぜひこれが入れば、教職員の業務軽減は図られるのではないかとと思います。

ただ、利根町におきましては、学校図書館法に定められた司書教諭を、小中学校全校に配置してございます。学校図書館法では、学級数が合計12学級以上の学校には、必ず司書教諭を置かなければならない、このように規定されておりますので、特に人事異動の際には、こういった有資格者の配置について配慮しているところでございます。

現在、司書教諭は文小中学校に2名、布川小学校に2名、文間小学校に1名、利根中学校に1名配置しております。学校図書館資料の選択・収集・提供、それから、子供たちの読書活動に対する指導等を行いまして、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担っております。その効果を上げていっていると考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） 今の伊藤教育長のお答えで、司書教諭についてはよくわかりました。

それとは別に、学校図書館における図書司書、専任の司書、教諭ではない司書の配置について、今後どのような予定でおられるかお伺いたします。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） この学校図書館司書について、恐らく一般の方、また議員の方々にはわからない点もあるかと思いますが、まず、司書教諭と学校図書館司書とは全く違う、仕事そのものは同じなのですけれども、内容的には違うものでございます。

司書教諭というのは、小学校、中学校教諭の免許状を持っている者で、そして所定の機関で司書教諭の講習会を受講して司書教諭の資格を取得しまして、教育委員会に教諭として採用された後に、学校内の役割として司書教諭となるように命じられた者が司書教諭の職務を担当するものでございます。

一方、学校司書というのは、日本の学校図書館法によりまして、小中学校に設置されている学校図書館において司書に当たる業務を行う職員を指す言葉であります。特に法令上では、規定された言葉ではないために特別の資格を必要とするものではありませんけれども、図書館法に定める司書資格を有する者、それから、学校図書館法に定める司書教諭の講習を修了した者が、実際に仕事に当たっております。

石山議員は学校司書の資格をお取りになったということを知っておりますけれども、ぜひ一般の方から、教諭ではないのですけれども、学校司書の資格を持っている人がおまして、そのような者への配置ということになると思うのですけれども、今後、文小中学校で進めるに当たりまして、実際利根町図書館でパートの職員、窓口業務をやっている職員がたしか8名いたと思います。その2名が司書の資格を持った職員と聞いております。そう

いう司書の資格を持った者とか、また、利根町図書館とか、そのほかボランティアの方々にも引き続きご協力をいただいて、システム化に努力していきたいなと思っております。

もし学校の方からどうしても人手が足りないんだと、もう少しそういった学校司書を入れてほしいという要望がありましたら、ぜひ教育委員会としても検討していきたいと考えております。

ただ、先ほど町長からもありましたように、本当に最少の経費で最大の効果が得られるようにしていきたいという町の方針もございますので、そういう方針にのっとり、今後検討していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○1番（石山肖子君） ぜひ、検討していくということではなくて、具体的な計画を立てただけであれば、私としてはうれしく思います。なぜなら、教育現場におきまして図書館司書の役割は多大なものがあると私は実感しております。布川小学校におきましては、今まで1名の司書教諭がいらっしやいまして、1人でいろいろなことをやっていたいておりましたが、今年度、龍ヶ崎の方からもう1名の司書教諭の方が見えたおかげで、龍ヶ崎の方の意識の高さを実感した次第でございます。

ぜひ司書という人が学校図書館に入って、そして図書館の開館時間が長くなる、貸し借りを十分に子供たちができる、授業に図書館を利用できる、教員司書の連携でその授業が質のよいものとなる、それから、司書教諭が担任でおられる場合には、教室での業務に専念できるというメリットもございます。

それから、町の図書館にも言えることだと思いますが、図書館においては本のナビゲーター、レファレンスを行う者、これが専門職の方であるとしますと、本との間に人がいることで、児童の学習能力、それから、コミュニケーション能力、これが向上するということを私は体感しております。

また、オーソドックスな点でのメリットとして、読書量がふえると、これは実際に効果が出ているとお伺いしております。ぜひこの図書館司書の設置、配置を実現させていただきたいと思います。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井原正光君） 以上で石山肖子議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後1時56分休憩

---

午後2時10分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告者、8番高橋一男議員。

〔8番高橋一男君登壇〕

○8番（高橋一男君） 皆さんこんにちは。きょうは大変雨の強い中、このように大勢の方が傍聴に来ていただきまして本当にありがとうございます。この大勢の傍聴者を見ますと、今回のこの町長選に当たりましてのこの問題が大変住民にとっては気がかりであって、そして、どういう方向性でいくのか非常に興味のあることではないかと、そのようなことでこのように大勢お集まりいただいたのかなど、私はそのように推測しておりますので、ぜひきょうは皆さんが本当にいい答弁を聞いたと、すっきりとしたという、そんな答弁を望んでおりますが、ぜひ遠山町長初め、各担当の皆さんのきちっとした答弁をお願いしたいと思っております。それでは、一般質問を行います。

町長選挙の管理執行についてでございます。

7月21日に行われました利根町長選挙において4選を果たされました遠山氏が、5,181票で佐々木氏に599票差をつけて見事当選されました。当選おめでとうございましてと言いたいところですが、しかし残念ながら大変な事件が起きてしまいました。

7月28日の早朝、福木地区へ茨城県警捜査2課など約30名の一斉捜査があり、8月6日に遠山陣営の運動員2名が公職選挙法違反の容疑で逮捕されました。現在もなお各方面から地道な捜査をしているという情報が入っておりますので、今後この事件がどこまで進展していくのか、全容解明されることを願うところであります。

利根町では前代未聞の出来事であると。公正、公平であるべき選挙が、このような形で汚れた選挙になってしまったことは、非常に情けない。このことは、町民にとって不幸であり、やり切れない思いであると。

また、今回の9月定例会の初日の町長の所信表明で、これだけ大きく町民を巻き込んだ事件にもかかわらず一言も触れていなかったと。言えなかったのかと、どちらかわかりませんが、全く触れなかったということは残念です。

しかし、その直後に我々議員仲間が町長に対し辞職勧告決議案を動議で出され、賛成多数で可決されました。これは議会としての意思表示でもあり、遠山町長は辞職勧告決議が可決されたことを受け、今後、町民に対しどういう説明をし、どういう対応をするのか見守っていきたいと思っております。

しかしながら、町長のコメントでは、決議文の内容は憶測や推測によるもので事実ではないと。このようにコメントをしておりますが、何を根拠にこのようなことを平気で言えるのか。選挙期間中、誹謗中傷文書配布や公職選挙法違反などで遠山陣営の運動員2名が逮捕されたことは、紛れもない事実であります。憶測や推測などと言うことはあきれてしまう。この記事を見た多くの町民はどう感じているのでしょうか。事実は事実と受けとめ、その上で利根町住民に納得のいく説明が求められております。そこで、次の点をお伺いいたします。

利根町選挙管理委員会の組織構成、各投票所立会人の選任方法と任命責任があるのか。また、町長選挙で公職選挙法違反があったが、町長及び選挙管理委員会はどのような対応

をするのかお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 高橋一男議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

公職選挙法違反に対する対応についてでございますが、選挙運動に関する違反につきましては、警察で捜査するなどの対応を行うことになっておりますので、捜査の進捗を見守っていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 次に、片岡 稔選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（片岡 稔君） 利根町選挙管理委員会委員長の片岡でございます。

私が今、ここで選挙管理委員長として答弁するに当たり、去る8月30日に配布されました「利根新報」の号外記事につきまして、選挙管理委員長としての私の名誉を回復しておく必要がありますので、この場をおかりしまして弁明させていただきたいと思っております。

その記事の要旨はこうであります。「さきの町長選挙において、事前に商品券配付の事実を知らながらこれを黙認していた」というものであります。

この記事の内容は、私にとっては全く身に覚えのないことであり、このような事実は一切ありません。私といたしましては、実態のない話を、一度も私に取材・確認することなく、いかにも事実のように書かれたことに強い憤りを感じました。

私は議会の選挙で選ばれた選挙管理委員として、これまで17年間にわたり、公平公正な選挙を行うことに誇りを持ち、誠心誠意努力してまいりました。

議員の皆様、また町民の皆様方には、どうかこのような記事に惑わされることなく、真実を見極めていただき、選挙管理委員会が法に従い誠実に選挙の管理執行を行っていることを信じていただきたいと思っております。

以上が私の弁明であります。

それでは、高橋議員の質問にお答えいたします。

まず、選挙管理委員会の組織についてでございますが、公職選挙法の定めにより、議会の選挙で選任された委員4名で構成されており、委員長は私、片岡 稔が務めさせていただいております。

次に、投票立会人でございますが、公職選挙法の定めにより、選挙人名簿に登録された者の中から選び、本人の承諾を得て選任しております。

公職選挙法違反があった場合の対応でございますが、選挙の管理執行上の事務に関しましては選挙管理委員会が、また、選挙運動等の違反に関しましては、警察署が対応するようになっております。

○議長（井原正光君） 高橋議員。



○8番（高橋一男君） ただいまの選挙管理委員長の説明の中で、これは多分「利根新報」の号外のことをおっしゃっていると思いますが、この中で細かく小さい字で書いてあるところだと思います。

私は、まず指摘したいのは、あの2人が逮捕されましたね。この2名のうち、1人は第9投票所の立会人であったと聞いているのですが、これに間違いはないですか。

○議長（井原正光君） 師岡選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（師岡昌巳君） 立会人に間違いございません。

○8番（高橋一男君） 委員長に聞いているんだ。

○議長（井原正光君） 片岡 稔選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（片岡 稔君） 立会人に間違いございません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） そうしましたら、委員長、もう一度伺います。

商品券を配っていることを委員長が知ったのは、いつですか。

○議長（井原正光君） 片岡選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（片岡 稔君） 新聞で知りました。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 新聞で知りましたとおっしゃっていますけれども、それはいつの新聞を指しているのか。

私が調べた限りでは、商品券を配ったのは7月16日の告示前ですよ。配ったとされているのは。それで、新聞で知りましたと。その時点ではまだ投票日にはなっていないですよ。なっていなかったのです。それで委員長は、この立会人に対してどのように対応したのか、例えば委員長の立場として、そういうことは選挙違反になるからやめなさいとか、何らかの形で制止するとか、何とかの形で本人に話しかけたのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたい。

○議長（井原正光君） 片岡選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（片岡 稔君） 選挙のときに配ったようなことは、私、全然知りませんでした。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 委員長、そういうことを言いますけれども、実際に委員長の言葉で、これは人から聞いた話ですよ、私が直接委員長に電話していません。私は直接委員長に電話して聞くことはしていません。しかし、よその誰かが委員長に電話して聞いたと思います。それは記憶ありますよね。誰かから電話があったと。

そのときに、委員長、あなたは「私、注意したんですが」ということを言ったと、そういうふうに聞いているのですが、その辺は言っていないのですか。だめですよ、それをちゃんとはっきり言わないと。

○議長（井原正光君） 片岡選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（片岡 稔君） 私は商品券を配ったというのは、全然知りません。わかりません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） じゃあ、新聞というのはいつの新聞を指しているんですか、それは。

○議長（井原正光君） 片岡選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（片岡 稔君） 選挙の後と思います。

○8番（高橋一男君） 「思います」じゃないよ、何日の何新聞ですか。

○選挙管理委員会委員長（片岡 稔君） いや、そこまでは全然わかりません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） この新聞に出ているのは、ほとんど選挙後なんですよ。後の話なんですよ。ですけれども、ある人が確認したのは選挙直後ですよ、直後、話を聞いたのは。それで委員長は、私はとめたんだと、やめなさいと、そういうことは、商品券を配るのはやめなさいということに注意したと、さすが委員長だなど、私はそう思いました。

そういうことを言っていないですか。

○議長（井原正光君） 片岡選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（片岡 稔君） 商品券を配ってやめなさいと言ったような覚えはありません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 言った、言わないの話ですから、これでいいです。これで結構です。

ただ、あなたは選挙管理委員会のトップですよ。そうでしょう、そうでしょう。ですから、選挙管理委員会がこの立会人を選任したんじゃないんですか。その辺はどうなんですか、選任の責任は、聞かせてください。

○議長（井原正光君） 師岡選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（師岡昌巳君） 投票立会人の選任についてでございますが、公職選挙法第38条第1項におきまして、市町村の選挙管理委員会は各選挙区ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て選任する旨を規定しております。当然、選挙管理委員会においても、この公職選挙法の規定に基づいて選任しております。

なお、投票管理者につきましては、公職選挙法第135条第1項の規定により選挙運動が禁止されております。

それと、投票立会人に関しましては、選挙運動を禁止する規定はございません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 立会人は選挙運動をやってもいいんだという意味だと思います、今のしゃべり、言葉では。

そうしますと、選挙運動はやっていいのですよ、選挙運動じゃなく商品券を配ってもいいんですか、そんな法律ないでしょう。

今回はそうしたんですよ。選挙運動をやっちゃだめだとか、そういうことを言っているんじゃないんですよ、私は。選挙運動なおかつ、これは遠山町長の運動員ですからね、選挙運動をした上で商品券を配ってしまったということなんですよ。ですから、選挙管理委員会の方で何らかの責任をとるべきじゃないんですかと言っているの。だれがとるんですか、責任。

〔傍聴席より拍手する者あり〕

○議長（井原正光君） 片岡選挙管理委員長。

傍聴者に申し上げますが、拍手などは慎んでいただきたいと思います。

○選挙管理委員会委員長（片岡 稔君） 私は全然知りませんので、必要ないと思います。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 委員長、私は知らないからで通るんですか、そんなこと。部下のやったことはトップが責任をとるのは当たり前、常識なんですよ、人間としてやるべき姿なの、そうでしょう。

あなたのこと憎くて言っているんじゃないんですよ。こういう大きな事件を起こした人が選挙管理委員会が選任した人であるということ、この重さを感じなさいということを行っているの。あなた、これだけの事件を起こした人を、じゃあ投票所に黙って座らせていたんですか、委員長としてどうなんですか。

○議長（井原正光君） 片岡選挙管理委員長。

〔傍聴席より発言する者あり〕

○選挙管理委員会委員長（片岡 稔君） 私はここで辞するあればありません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 今、傍聴席の方から声が聞こえましたね。委員長、住民の声なんですよ、これ。そう受けとめられないですか。当然辞職に値しますよ、これは。そうでしょう。どうしても辞職しないんですか、もう一度聞きます。

もう一度聞きますよ。

○議長（井原正光君） 片岡選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（片岡 稔君） それは後日、これ決めたいと思います。

○議長（井原正光君） 師岡選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（師岡昌巳君） 選挙管理委員会で任命した投票立会人ということでございますが、投票立会人として資格のない者や同一投票所において同一政党に属する者2人を投票立会人として選任した場合など、その選任の手續そのものが適していなか

った場合は、これは責任が生ずるものと考えております。

例えば、投票立会人は正当な理由なくして職を辞することができないとされています。もし参会しないで事実上その職を行わなかった場合、法第238条に罰則規定が適用され、罰金に処せられることもございます。

立会人として職務遂行上の違反に関して罰則規定がありますので、また、選挙運動違反などを含むいわゆる公職選挙法違反による罰則規定がある場合には、これを法によって違法行為を行った者に対して罰することとしており、これは別の違法行為として罰せられるということでございますので、選任した行為自体には違法性がございませんので、その責任は追及されないものと考えております。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 課長、法的に逮捕されるまでは、この人が行われた行為は、罪を犯した行為は、16日以前なんですよ。既にあの人が立ち会いに第9投票所に座っている時点で、既に犯罪を犯した人なんですよ。それをよく聞きなさいよ、逮捕されるまでは犯罪者ではないと、それは理屈から言えばそうですよ。ですけども、事前に配ったということはわかっていたのですよ。それを見て見ぬふりしているというのは、この号外に出ている新聞の記事だろうと、私はそう推測しているの。そういうふうにしたのは、その理由だろうと、私はそう思っている。

今、委員長が最後に、今後会合の中で検討しますと前向きな答弁がありましたので、これは住民を裏切るようなことのないように念を押しますから、ちゃんと会合をして、みずから、みずからですよ、辞表を出してやめるべきであると、私はそう思っていますので、住民を裏切らないということを約束していただきたい、一言だけ。

○議長（井原正光君） 片岡選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（片岡 稔君） はい、ありがとうございます。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） そうするというふうに私はご理解いたします。

それから、町長、今度は町長に移りますけれども、町長は大分答弁が簡単で、捜査中であるから今後の捜査を見守ると、確かにそれはそれなんですよ。確かに捜査中なんですよ。ですけども、あなたの新聞6社の報道を見ると、どんな経緯でこうなったのかを調査すると、このようにコメントしているのですよ。独自で、遠山本人そのもの、あるいは行政側で、どうしてこうなったのかということを調査すると、そのようにコメントをしているのですよ。その調査した結果、途中結果でも結構ですから、それをちょっとお答えください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 後援会長、並びに選対本部長に相談したところ、これは一切事務所には関係ないので警察に任せるといようなことをご助言いただきましたので、そのよ

うにした次第でございます。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 町長、あなたの選挙なんですよ。事務所に関係ないと、じゃああの2人が勝手にやったことという考え方でよろしいのですか。答弁してください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） そういうことで結構です。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） ということは、あの人、2人がばかを見たということでいいんですね、今の答弁を聞くと勝手にやったんだと、私には関係ないと。私に関係ないということですか、町長、この事件に関して。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 高橋議員ご存じのとおり、一般質問というのは一般行政事務以外のことは聞けないのです。ただ、そのように聞かれるので答えているだけでございますので、これ以上のことは答えられません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） それでは、これはあくまでも地方新聞を含めた新聞記事に基づいて、私、質問しますけれども、まず地方新聞ですが、遠山陣営が選挙違反を強行した原因は、遠山陣営が業者に委託して事前に実施した支持率調査、この調査で佐々木氏に1,500票リードされていることが結果として出たと、一方、商品券購入の資金源は利根町の公共工事の指名業者と言われていると、こういう記事があるのですよ。

この件について、何か答弁できますか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 何を根拠に言っているかさっぱりわかりません。もしそういう証拠があれば、それは一新聞の記事でありますので、新聞の記事が全て正しいとは限りませんので。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 町長、私さっき言ったでしょう、新聞の記事をもとに質問しますと。ですから、これが正しくないと、自信を持って町長言えるんですか。それなら、それなりの対策があるんでしょう、これが間違っていると、名誉棄損に当たるんだよとはっきり言ってくださいよ。町長、言いなさいよ。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） これは、先ほど申し上げておりますとおり、一般質問というのは行政事務のことしか質問できない。その根拠と……。

○11番（若泉昌寿君） できないことはわかっていますよ、我々だって。事が重大だから聞いているんじゃないですか。

○町長（遠山 務君） その根拠、その記事の裏づけというんですか、それを出してもらいたい。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） そういうふうに記事の裏づけ……記者に行って聞きなさいよ、私に聞かないで、そんなこと。私が記事を書いたのではないんですから、根拠は知りませんよ、わかるわけないでしょう。新聞記事に基づいて質問しますと言っているでしょう、最初から。

まだ時間はたっぷりあるね。まあゆっくり。

それで、町長、7月28日に一斉捜査が入ったということ、これを知ったのはいつですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長、知らなければ知らないで、それで結構です。

○町長（遠山 務君） ちょっと今、記憶に、何日とはっきりした記憶にはないです。

○8番（高橋一男君） もう忘れちゃった。

○町長（遠山 務君） いやいや、本当に。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 記憶にありませんっていうけれども、こんな、自分に、はっきり、極端な話、今捜査中ですよ。この捜査は公職選挙法違反だけの捜査じゃないというふうに、私も一部ちょっと聞いています。いろいろな角度から大がかりにやっているそうですから。そうしますと、どうなるかわかりませんよ、これは。県警捜査陣がやっていることですから。

ですけれども、最悪のことを考えて、最悪のことを考えてですよ、遠山町長にいろいろな角度から調査が入って連座制、あるいはそれ以外の罪としてそこまでたどり着くのか、着かないのか、これは誰もわかりません、今。ただ、そこまで行くか、行かないか、今後の推移を見守るしかない、我々はそう思っています。

しかし、そういうことも含んでいるということですから、遠山町長、入った日にちも覚えていない、そうですか。ある人が、遠山町長の自宅周辺を見ると、28日の午後からシャッターが一斉におりたと。そう言う人がいるんですよ。そうするとお客さんが入れないんですよ。あなたの運動員ばかりじゃないでしょう、当選したのですから、いろいろな人が来るわけですよ。それなのに、どうしてシャッターもおろしてしまって人が入れないようにしたのか。そういうところから見ると、今はいつのことか覚えていませんと、そういうふうに逃げますけれども、住民に対して、もう少しすっきりとした答弁できないのですか、そのくらいのことは。1年も2年も前の話じゃないですからね、あなた自身にかかわる話なんですから。覚えているはずですよ、時間まで。誰からどういう情報が入ったかまでわかっているはずですよ、もう1回ちょっと考えて答弁してください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） シャッターを閉めたか、閉まらないか、そういうのも何日かわか

りませんし、25日から初登庁して執務についていますので。

それと、何月何日と言われても、ここで思い出せと言っても思い出せません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 知らないと言うんじゃないでしょうがない、これね、どっちにしても。

遠山町長も、私も以前は遠山派として一生懸命やりました、皆さんご存じのように。そのときに、初心に戻ってくださいよ、町長。初心のときに我々何と言いました、お金がないんだったらボランティアで行ってやりましょうと、ボランティア選挙をやりましょうと、声高らかに上げたんじゃないですか、忘れましたか。10年たったから忘れちゃったか。それで10年もたつと。私も遠山町長そのものに対しては、性格的にも真面目だし、別に個人的に遠山は悪い人間とは思っていません、今でも。思っていないですよ。真面目なんですよ。

しかし、トップとなると、10年もやるといろいろな人が周りに、いい人もいれば悪い人もいる、取り巻きがつくわけですよ。それによってトップというのは自然と、自分が気がつかないうちに変化していくんですよ。それが今回の10年目の逮捕者まで出すような大がかりの商品券配りの選挙をしたということなんですよ。わかりますか。

本人の意思じゃないと思います、私は。私はそう思っていますから、遠山さんはそういうことを指示する、できるような人じゃないと思っていますよ。今でも。ですから、なおさら、遠山町長、この利根町住民が一番関心のある、一番全容解明を望んでいるのが利根町の住民なのですから、この辺にもう少し住民の顔を見ながら、もっと警察に協力するような体制をとれないですか、町長、トップとして。あくまでも逃げるんですか。

町長が私関係ありませんという言い方をしていましたから、じゃあ言いますけれども、あの逮捕された2人、6日に逮捕されましたよね。それで3週間の拘留期間、この間、本人はどれほどつらい思いをしたか。つらい思いをしたということは、全部洗いざらい腹の中を全部話すれば、つらい思いをしないのですよ、本人は。わかる、町長。つらい思いをしないのですよ。

あなた、その辺よく考えて、あの二家族に対しての償いというものは重いですよ、あなた。そうでしょう。利根町住民に対しても重いけれども、その2人の家族というものは今後遠山町長の責任としてきちんと対応していただきたい。私はあの人も知っている一人でもあるし、ああいう思いを、本当に2人だけにあんな思いをさせておいて、それで遠山町長、町長でありますなんて、そんな呑気な顔していられますか。本当に痛みを一緒に感じなさいよ。そのくらいに考えて町長をやってください、これから。そうでないと、あの2人浮かばれませんよ、あんな思いをして。

今回、2人は遠山陣営の運動員ということで、遠山町長認めていますよね。運動員でありながら、どうして町長は私は知りませんと、関係ありませんということ言えるんですか。ちょっと答えてください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 常に初心に返ってやっている覚悟でございますし、また、今回の私の選挙、草の根運動、また町民の良識の勝利だと、そのように考えておりますし、また、逮捕された2人に対して、一般質問で、一般質問のできないような範囲でそのようなことを高橋議員がやること自体、この2人、また二家族にとってはきついことではないかなと思っております。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） それはちょっと言い過ぎじゃないんですか。あんなのために、だってあんな思いをしたんじゃないんですか。私のためにあんな思いをしたんですか。何を勘違いしているんですか。そういうこと言っちゃ困りますよ。

ですから、今回、私は知りません、知りませんと言っていますけれども、あんに責任があることは、これは誰に聞かせたって、利根町住民、恐らくほとんどの人が遠山町長に責任があるということは言えるはずだよ。そうでしょう。ですから、遠山町長の、今後町民に対してどのような謝罪をするのか、あるいはどのような説明をするのか、具体的にちょっと答弁してください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 謝罪をするつもりはございませんし、また、説明をする立場にもないと、そのように認識しております。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 全く謝罪も説明もしないと、ということは住民が望んでいることもやらないと。住民は謝罪なんか聞かなくてもいいんですよ、説明が聞きたいんですよ。どういう経緯でどういう結果が出たのか、なったのか。それで、自分との今回の事件とのかかわりはどうなのか、そのくらいの説明ぐらいはできるでしょう。特に関係ないんだったら、関係ありませんとはっきり住民の前で言ったら。それが説明じゃないんですか。

私とあの2人は全然関係ありませんと、勝手にやったことですよと、そう言えるんだったら、そういう説明をすればいいんですよ。そうでしょう。謝罪しないということは、自分は悪いことしないと、何も潔白だということですよ。謝罪しないという意味は。そうでしょう。あなたは、あれだけの事件を起こした運動員がいるにもかかわらず、トップとしての何の責任もとらないというんですか、どういう責任をとるんですか、お答えください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 先ほどから答弁しているとおりでございます。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 責任の取り方は、私、今初めて質問したんです。どういう責任をとるのか、先ほどどういう責任とるって言っていましたか、町長。



町長、まさか辞職勧告決議が通ったから辞職しますと、そういう責任の取り方をしますとでも言ったのですか。言っていないですよ。そこまで言っていないですね。じゃあどういふ責任をとるんですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 住民の良識の勝利ですので、今後とも粛々と住民のために自分の仕事、職務を遂行するだけでございます。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 私もこの問題で1時間近くやっていて、ばかばかしくなってきた。答弁が全く、人をばかにしたような答弁の仕方ですよ。これだけの事件を起こしてですよ、遠山陣営の運動員が商品券配って逮捕されたんですよ、それで遠山さんは説明もしない、謝罪もしない、責任もとらない、今までどおり粛々と執行すると、これはちょっとぬけぬけしく言い過ぎるんじゃないですか。何らかの形で住民に対しての説明ぐらいはしなさいよ、できないんですか、それも。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 冒頭に答弁したとおり、これは警察の捜査で明らかにされるもので、その内容を説明しろと言っても、私には説明できませんから。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 捜査内容を説明してくださいと言っているんじゃないです、私は。捜査内容は茨城県警へ行けばわかります、内容は。そうじゃないんですよ、あなたが、運動員が起こしたこの犯罪に対して、町長としての立場で住民に何らかの説明をするのが長の責務じゃないですか、当たり前ですよ、これは。

住民は、何らかの形で説明があるものだ、そう思っていますから。それもしないということですか。それはちょっと幾ら何でも、それじゃ他人事の話ですね。

責任とらない、謝罪もしない、説明もしないと、これまでどおり粛々と執行するんだということですので、要するに結果的に、結果を見ればだよ、商品券でもお金でもばらまいて勝ったほうが勝ちだという結果になりますよね。そうすると、こういう汚い選挙を利根町で今までなかったよ、はっきり言って。遠山町長だって、今まで、私も一緒に運動しましたけれども、こんなことはしないはずだ。していなかったよ。なぜこういうことをしたのか、それが私にはわからないのですよ、遠山町長がそんな人じゃないのに、こういう結果になったことは残念なのですよ、私は。あんたにはそういう指示はできないですよ、性格から見ると、遠山町長では。

そんなもとの悪じゃないんですから、あんたは。ですから余計、本心の、本当のことをもう少し住民に伝えてくださいと言っているんですよ。取り巻きの悪いじゃ、人のこと言えないでしょう、それは。取り巻きをつくったのは誰ですか、そんな人のせいにして、逃げるようなことをしないで、自分でちゃんとトップでいる以上は全責任を持ちなさい

いよ、そのくらいのことは。

あとは、町長はとりあえずこの事件に関して十字架を背負って行政執行をやるような形になるのかなと、私はそう思っているのですが、それもないな、今の話を聞くと。関係ないですからね。私はそう思っていたんですよ。町長は4年間、これからこの事件の十字架を背負って執行していくのかなと、私そう思ったんですよ。でも、それはちょっとなさそうに感じたので、もしそこまで覚悟があるんだったら答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 先ほどから答弁しているとおりでございます。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 全然答弁なしだ。これじゃ幾ら聞いても一緒だ。私もこれ以上強く聞いてもしようがないので、先ほども冒頭言いましたけれども、辞職勧告決議が可決されましたよね。それに対して、きょうの読売新聞のコメント、何ですか、あのコメントは。きょうは持ってこなかったけれども、読売新聞のコメントでは、憶測や推測であると、憶測や推測と、辞職勧告決議の内容ですよ。内容は、憶測や推測のもとにつくられたものだと、ですから事実関係とは違えますと、事実関係ではありませんということコメントしていますよね。読売新聞ほか何社かに、その辺をちょっと答えてください。どういう意味で言っているのか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 憶測や推測で辞職勧告決議案を決議したわけでございますので、そのとおりに言ったままでございます。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） あの辞職勧告の中身、内容、あれは憶測ですか。大きく分けて二つありますよ。誹謗中傷、これも事実、欲しければ見せますよ、うちに幾らでもありますから。これも事実。それと、今回の公職選挙法違反2人逮捕、これも事実なんですよ。

これが憶測なんですかと聞いているの。これに基づいて町長の職を辞すべきだということを出したのですから、憶測でも何でもないでしょう、これは当たり前の話、どういう根拠で憶測ということを使ったのですかと聞いているの。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 誹謗中傷をした覚えはございません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 誹謗中傷だけ言っているんじゃないんですよ。事件も書いてあるでしょう、事件、公職選挙法違反と、ちゃんと記載してあるでしょうよ。それに対しての責任で辞職しなさいよということ、これ憶測、推測ですか。違うでしょう。事実に基づいてつくり上げたものですから、あの文章は。ああいうコメントはすべきじゃないですよ。

私のところへ、夕べ夜、3本電話がありました。名前言わないですよ、はっきり言って。

名前誰ですかと言っても言わないです。それで、読売新聞見たと、あの読売新聞では憶測や推測と書いてあるけれども、この事件は憶測、推測なんですかと聞いている人がいるんです。私のところに3本ありましたよ。

そういうふうに住民もあの記事を見て、何を言っているんだと、あのコメントは何だという住民が多いのですよ。はっきり言って。そう感じないですか、あなた。あのコメント。可決したんですよ、あんたちゃんと、拘束力はなくたって、あんたにとっては非常に重い議決ですからね、これ。やめなさいという結論ですから、それを簡単に憶測だとか何とか言うのは、余りにも議会をなめていますよ。ちゃんとした動議を出して正式に可決したのですから、そういう言い方ないでしょう。

それだったら名誉棄損でも何でもやりなさいよ、あんた。そんな立派なこと言うんだったら。一部にはそう書いてあるでしょう。ただ名誉棄損と言えば気が済みかと思って。やりなさいよ、好きなように、そうだったら。我々はちゃんと事実に基づいて今回の辞職勧告決議は出したのですから、白旗議員が提出者になってやってくれたのですから。それを憶測とか推測という、その言い方はないでしょう、どう考えたって。もう少し町長としてきちっとした住民に対してははっきりと、トップとしての自覚を持ってきちっと答弁しなさい。

きょう来ている傍聴者の皆さんが、すっきりしない状態で家に帰るのですよ。何の答弁も聞けなかったよと、知らぬ存ぜぬで終わっちゃったわと、こういう会話だろうな、多分。町長、笑っている場合じゃないんですよ、本当の話。

町長、遠山町長も10年もやっていると、かなりお尻に根っこ張っているわね。大したものですよ、10年もやると。もうこれ以上、私言っても始まらないから2問目へ行きたかったのですが、これ時間、2問目どころじゃなくなっちゃった。余りにも答弁がいい加減な答弁で、張り合いなくなっちゃった。

一言だけ、この公約について、六つの公約がここにありますけれども、これをいちいち説明聞くと時間がなくなってしまうので、公約についてはほかの議員も今後この後質問する人がおりますので、そちらの方へバトンタッチしてもいいんですけれども、この六つの公約以外で一つだけ、小中学校のエアコンについてちょっとお聞きします。

実は私、孫がいます。それで、常々私この件に関して、遠山であろうと、誰であろうと、執行部に、何とかこの件に関しては子供のために、将来のために何とかしてやりたいという気持ちも私個人もありました。特に私も孫がおります。それで、ことしは特に気温も、この夏休みの前に猛暑日は何日もありました。それで子供たちが帰ってきたときに、子供の姿を見ると、髪の毛べったりとついたまま汗を流しているのですよ。それで顔が真っ赤なんです。子供たちに毎日のように私聞いています。きょうは誰か組の中でぐあい悪くなった人いないですかと聞いています。

そうすると、いるんですよ、これが。ぐあい悪くなった人が1人、2人、実際出てくる

んですよ。実際に子供の話を聞くと出てきているんですよ。誰々さんがきょうぐあい悪いと言っていました。気持ち悪いと言っていましたよという声が聞こえるんです。

それで、今は昔と違って、我々の時代と違って、家に帰れば涼しい環境の中で生活しているわけですから、あの猛暑の中で勉強やれ、扇風機一つや二つの風で勉強やれと言っても、これは今の子供には大変つらいですよ。町長もわかりますよね、そのくらいは。

ですから、町長の選挙の演説の中でエアコンの話をちらっと聞いたような、聞かないような、私も別に耳立てて聞くわけじゃないから、何か言ったような話も聞こえるので、具体的に今後エアコンについてどういう方向性でやっていくのか、これは予算のかかることです。利根町というのは前年度税込5,000万円も下がっているのですから、こんなことをやっていたのではエアコンどころじゃないです。ですけども、それなりの策があると聞いておりますので、その辺の細かいことをちょっと時間内で説明してもらえればありがたいなと思います。お願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 普通教室へのエアコンの設置、今いろいろ検討してまして、国の補助金の絡みがございますので、町単独でやると大変な財政負担になるということで。

それともう1点は大規模改修、文間小学校、文小学校の順で大規模改修は終わっているということで、あと利根中学校、布川小学校、布川小学校は前の太子堂小学校ですね、これが大変トイレ周りから校舎自体が傷んでいるということで、その大規模改修の絡みがあると。大規模改修をやると、給食をつくる場所、これを同時にやると給食のフォローができない、要するに給食が子供たちに提供できないということもありますし、そうすると布川小学校を先にやるか、利根中学校を先にやるか、その問題もございますし、そういう問題を今検討中であります。

ただ、国の補助金、また大規模改修を調整して、それでなるべく早く全教室にエアコンを入れたい、そのように考えているところでございます。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 補助金の状況によって大分変わるとは思いますが、補助金も含めた町の財政等を含めて、大体規模として総額どのぐらいの規模と見ているのか、ちょっとその辺だけ。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 概算でございますが、入れるとすれば45教室です。ただ、大規模改修が入りますので、大規模改修の場合は補助金のほかに起債が起かせると、起債については交付税の算入もありますので、ただ、文小学校と文間小学校は大規模改修が終わっていますので、これはエアコンだけでは補助金だけしか使えませんので、起債は起かせませんので、そこらの予算の兼ね合いもありまして、それを今検討中でございます。

○議長（井原正光君） 高橋一男議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 0 分休憩

---

午後 3 時 3 0 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3 番通告者、7 番白旗 修議員。

〔7 番白旗 修君登壇〕

○7 番（白旗 修君） 傍聴の皆様、お運びいただきましてありがとうございます。7 番、3 番通告、白旗 修でございます。私は、大きく分けて二つの質問をしたいと思います。まず 1 番目は、町長選の公約についてでございます。

このたびの選挙で、町長が掲げた次の公約の政策意図及び政策的効果はどのようなものかを伺います。

一つ、家庭用太陽光パネルの設置補助金制度。

二つ目、第 3 子からの給食費の無料化。

そのほか実は国民健康保険税の無料化というのもあります。まだいろいろありましたけれども、特に国民健康保険税の無料化も、私が……（「無料でなくて値下げ」と呼ぶ者あり）値下げ、ごめんなさい。無料は全くないですね、失礼しました。値下げという、これも議題に、次の最終日に議案として提案が出ますので、これを私はそのときにいろいろと質疑、反対討論、賛成討論、いずれかをいたしたいと思っております。

それでは、最初の 1 の①、そして②についてご答弁をお願いいたします。

○議長（井原正光君） 白旗 修議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、白旗議員のご質問にお答えをいたします。

①家庭用太陽光発電パネルの設置補助金制度ということでございますが、家庭用太陽光パネルの設置補助金制度の内容につきまして申し上げます。

この事業の政策意図と政策効果ということでございますが、6 月の臨時議会で議会から承認をいただきました、メガソーラー事業への町有地貸し付けによる貸付料の一部を何とか町民の皆様に戻元できないかという思いで、この事業を導入したところでございます。

太陽光発電システムは、次世代のクリーンエネルギーとして大きな期待が寄せられています。家庭に導入しますと、電気代が安くなる、余剰電力を売ることができる、停電時の非常用電源として利用できる等の多くのメリットがございます。さらに、二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーであり、地球にとっても優しい発電システムといわれております。

太陽光発電システムを導入する上で大きな問題となるのは、その導入費用の問題であり

ます。年々導入費用は下降傾向にあるとはいえ、工事内容や設置するソーラーパネルの枚数などによって異なりますが、4キロワットの標準的なシステムを一戸建て住宅に導入すると、160万円から200万円程度かかるといわれております。このように初期投資が大きく、その回収にかかる期間が長く、10年とも20年ともいわれております。回収期間は設置条件や日射条件により異なってきますので、一概に期間設定が難しい状況でもございます。

県内での導入補助金ですが、茨城県からの補助金はなく、国補助金と自治体補助金のみでありまして、当町でもこの補助金制度を導入しまして、初期費用回収期間の短縮につなげ、太陽光発電システムを普及させたい、このように考えております。

②の第3子からの給食費の無料化は、平成26年度から実施したいと考えております。現在、第3子以降の児童生徒の対象範囲等につきまして、調査検討中でございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） マイクの都合上、隣の席から質問をさせていただきます。

財源は、この間の町有地の方から上がる収入だということでございますが、これは年間どれくらいの見込みで、1件当たり幾ら出そうとしているのか、簡単にお答えください。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

蓮沼環境対策課長。

○環境対策課長（蓮沼 均君） 現在のメガソーラーの歳入につきましては1,000万円ぐらいと聞いておりますけれども、こちらの太陽光パネルの補助金につきましては、これから検討をするということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） これは町長が出していた選挙の公約ですから、多分執行部の課のレベルまでおりにないこともあるだろうとは思っておりました。ただ、この家庭のメガソーラー太陽光発電ですね、これは大昔からやっているんです。もう10年以上くらい前から……（「それって大昔……」と呼ぶ者あり）10年というのはそれなりに古い、これにつきましては。そのときから国では補助金を出しています。それから、一部の基礎自治体では出しておりました。それから、県のレベルで出しているところもありました。

今になって、国からそういう話が出てきてから、かれこれ10年ぐらいたってしまっていますね。再生可能エネルギーの利用を促進するというのが、去年あたりから法制化されて活発になったのはわかっているのですが、もっと前から、今までいつもばらまきをやっている町長としてはいささか遅いのではないかと思うのですが、要するに財源がなかったのでしょうか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 町有地6.3ヘクタール、これについてメガソーラーを設置する業者から、土地の賃貸料と固定資産税、賃貸料が約1,020万円、それと固定資産税が初年度500万円、この収入が見込まれますので、それではこの際、一般家庭へのパネルを設置する補

助に一部を回そうということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 一応説明になっていると思いますけれども、今までもいろいろと、ない財源をばらまいてこられましたね。要するに、今回ソーラーで収入がある、初年度で1,500万円ぐらいということですね。だんだん固定資産税は減っていきますけれども、いずれにして一千何百万円は20年間保証されていますけれども、この財源を、私から言わせるとばらまきなのですから、そういうことに使うよりもっとほかのことを考えなかったのでしょうか。それをちょっとお聞きしたい。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 白旗議員、ばらまきというのはどういう範囲で言っているか、私には理解できませんけれども、この歳入をほかにとすることを考えなかったのかと。それは、私がさっきから言っているように、20年間の土地の賃貸料、これが1,020万円で20年間入ります。ただ、固定資産税は10年で償却しますので、固定資産税は10年であると。その一部ですから、その残ったものに対してはほかに投資をする、住民サービスに投資をするということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 一千四、五百万円というのは、家庭にとっては莫大な金額ですけれども、一般会計の予算規模が五十数億円のものであれば、ほんのちょっとした数字なんです。でも、それでも大事な財源ですから、そして今財政的に非常に厳しい状況ですから、そういうところに使う以外に、ほかにもっと考えられなかったのかというのが私の言いたいことなのです。

たまたまそういう財源が見つかったということもあって、それと選挙があったから、選挙のあれにちょうどいいなという感じでやったふうに、私は見えてなりません。そういうふうに私は理解できます。

なぜなら、さっき言ったように、ソーラーの発電に対する補助は何年も前からやっているんです。実は私は既にソーラーを自宅に入れております。そのときは一切ありませんでした。もともとあてにしていまませんでしたけれども。いずれにしましても、町長のおやりになることは、ばらまきという言葉が悪いのかもしれませんが、私にはばらまきに見えます。

そういう関連で次のことをお聞きしたいのですが、今、第3子に子育てのあれを出されていますね。その方が現在何人いるのか、それから、毎年第3子の人は何人ふえると予測しているのかお聞きしたい。

そして、今のと同じことですが、どれぐらいの予算を来年度予定しているのか、それから、財源はどこのつもりでいるのかお聞かせください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） お答えをいたします。

第3子の範囲をどの範囲にするか、それを今検討しているところでございます。

それで、来年から導入しますと、中学3年生から生まれた子まで3人と数えますと、小学校で64名、中学校で45名、そして小中学生に3人同時に利根町内の小中学校に通っているとすると、小学校が35名、中学校が1名でございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） そうすると年間延べ何人で、1人当たり幾ら出すつもりでおられるのですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 赤ん坊から中学生まで3人以上とやった場合には、それを対象にした場合ですが、まだそれは検討中ですけれども、これは一つの例であります、給食費は小学校が64名、月4,030円、中学校が45名、月4,600円、それを掛けますと全てその範囲でやると511万4,120円。小学校、中学校に3人以上いると限定した場合、これはさっきも言いましたけれども、検討中ですから、小学校35名、中学校1名、それで年間160万2,150円あります。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） わかりました。大体年間500万円強くらいの予算がつくと、こういうことになりそうですね。

この第3子以降の給食費を無料にするとか、第3子以降は100万円の子育て手当を出すとか、前にもやっておられますけれども、要するに非常に一般住民には、庶民には耳に心地よいお話なんですね。かける予算は大したことない、非常に私は選挙公約としてうまいものをいつも考えている方だなと思います。もちろんそれはうんと財源が豊かで、それでやる余力があるならいいのですけれども、もちろんこれくらいのもは幾らでも出ますけれども、しかし、そういう発想しか選挙公約の中には、目標には入っていないのですね。もっと骨太な政策目標などというのは、私には見えておりません。ですから、こういうことはいつもやっておられる。

この間の選挙でしたか、中学校に上がるときにヘルメットの無料化、これも中学校に入る町の子供というのは本当に少ない、百数十人しかいない、ヘルメット代というのは大したことないんです。わずか三十数万円から四十数万円のお金なんだけれども、選挙公約としては一般庶民に非常にアピールするのですね。そういうことは大変お上手なんですけれども、もっと大事な政策的な問題を私は町長にはお願いしたいのですね。わかりました。

それから、次にお伺いすることは（2）ですけれども、町長はさきの選挙で道徳教育の推進ということもチラシの中でうたっておられます。具体的に道徳教育をどのような内容で、どのように進めようとしているのかをお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。



○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

私は日ごろから、児童生徒が命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけることは非常に重要であり、また喫緊の課題であると考えております。

子供たちは、誰でもよりよく生きたいと願っていると思っております。その気持ちを生活の中で実現していこうとする豊かな人間性と、その基盤となる道徳性を育てることが心の教育であり、道徳教育が目指すものであると考えております。

しかしながら、現在は、子供たちの道徳性の育成を阻害している状況も種々指摘されているところであります。例えば、家庭や地域社会の教育機能が揺らいでいること、社会全体のモラルが低下していること、子供たちの自制心や規範意識が希薄化していること、生活習慣の確立が不十分であることなどが上げられると思います。

ほかにも国際化や情報化、環境問題の深刻化、福祉や健康への関心の高まりなど、社会の変化などへの対応が求められていることも阻害要因の一つになっていると考えております。このような状況であるからこそ、道徳教育の一層の充実を図ることが重要であると考えているところでございます。

ことし6月に公布され、今月から施行になるいじめ防止対策推進法の中でも、学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策の1番目に道徳教育等の充実がうたわれております。当町の各学校に赴任された先生方には、毎年度4月1日に行われる教職員の辞令交付式の挨拶の中で、この道徳教育の推進をお願いしているところであります。

また、伊藤教育長にも新学習指導要領の趣旨を生かした道徳の時間の一層の充実を図っていただけるようお願いをしているところでございます。

各学校での具体的な取り組みとしては、児童生徒用の道徳教材である「心のノート」を全員に配付して活用したり、道徳の時間で使用する副読本を各学校に毎年40冊ずつ購入するなど、道徳教育の充実を図っております。

今後も道徳の時間をかなめとして、教育活動全体を通じて道徳教育を推進してまいりたいと考えております。

ほかにも、高齢者から学ぶ道徳としまして、世代間交流等事業（予算名称は保育所地域活動事業）を文間保育所及び東文間保育所で実施しております。

具体的な内容といたしましては、保育所の運動会や発表会などに高齢者などの方々を招いたり、高齢者の先生からお茶の作法等の指導を受けたりと、地域の世代間の交流を深めております。

また、高齢者と子供の集いの場所づくりとして、平成23年度から小学校の高学年を対象にキッズ・リハビリ体操サポーター養成講習会を開催しております。今年度で3年目になります。

これは、茨城県立健康プラザ管理者である大田仁史医学博士が考案した介護予防を目的

としたシルバーリハビリ体操の普及活動の一環として開始したもので、町と利根町リハビリ体操指導士の会が主体となり、健康プラザの指導のもと実施をしております。

高齢者を対象としたシルバーリハビリ体操の普及活動は、県内全市町村で行われておりますが、小学生を対象に実施しているのは利根町だけでございます。講習会を受講した小学生は、敬老会や社協まつり等に参加し、高齢者との交流を図っているところでございます。

このような交流を通して高齢者から生き方や考え方を学ぶことで、いたわりの心や尊敬する気持ちの念が芽生えるなど、道徳心を育む場になっていると考えておりますので、こうした事業の充実を図ることで、社会的な資源等による道徳教育の向上も図ってまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 今、遠山町長が説明されたことは、日本全国で行われている、文科省が推進していようとしている道徳教育の範疇のものであり、また、町独自の工夫もあるかと思えます。それはそれで大変結構なことだと私は思います。

しかし私は、特に町長に道徳教育を語る資格がおりなのかという感じがするのであります。道徳とは一体何なのでしょう。古代ギリシアのプラトン、アリストテレス、あるいは古代中国の孔子、インドの釈迦、そういった哲学者あるいは宗教家は何度も道徳のあり方を教えているわけでありまして。あるいはもっと時代が下っても、例えばアメリカの独立戦争の精神的指導者であったベンジャミン・フランクリンという人もおります。この人は13の徳目ということを書いて自分の自伝の中で説明をしております。

ベンジャミン・フランクリンによりますと、誠実さとか節制とか、規律とか勤勉とか、正義とか、こういったものは道徳の徳目、バーチャーズであります。例えば、誠実とは偽りを用いて人を害するなかれ、うそをついて人を陥れるなということだとベンジャミン・フランクリンは言っております。あるいは正義とは、他人の利益を傷つけ損害を与えるなかれというようなことを言っております。

また、我々東洋人には大変なじみの深い中国の孔子は、政治に関連して、政治に一番大切なものは人々の信頼だと言っております。また、自分の身を正しくすることができなければ、どうして人を正すことができるだろうかというようなことを論語の中で述べていると、私は読んでおります。

ですから、こういう当たり前のことが、実はこの選挙においてなされていたのでしょうか。先ほどの高橋議員の質問と通底するところがございまして、遠山町長はこの道徳のあり方について、古今東西から多くの人が言ってくれていることに対して、町長は何も身にやましいことがないとおっしゃられるのかどうかお聞きしたいのです。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 私のことを、道徳を論ずるだけに値するののかということござい

ますが、私も白旗議員のことをそのように思うところもございます。

先ほどから選挙のことにしましては、高橋議員に答弁しているとおりでございます。

それと、先ほど高橋議員にも申し上げましたが、高橋議員の質問が終わった後、議長にも言ったのでありますが、一般質問というのは行政事務以外のことは質問できないということでございますので、そのルールを守らないと、これ何でもありになってしまいますので、議会ではなくなりますので、その点を注意していただきたいなど。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 高橋議員の質問も私の質問も、私の質問は特に道德教育を推進するとおっしゃっているから、じゃあどうなんですかと聞いているだけです。これは行政の大事な問題なのです。他人事のように、守れ、守れと言ったって、子供は親や大人の言うことをまねていきますから、ですから、私も高橋議員も一般質問の広い意味で範疇に入ります。今後行政がどうあるべきかということを議員の立場から追求しているのですから、これが一般質問の問題ではないと言われるのは、私は解釈が間違っていると思います。

どうなんですか、高橋議員の分は一応除いても、私は町長が道德教育を小中学校で頑張らせてやらせるんだとおっしゃっているのですから、それから、訓示もたれるでしょう、そういうあなた自身は、孔子やベンジャミン・フランクリン、あるいはアリストテレスが言っているようなことに一切抵触しないと、自信を持って言えるんですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 人間は生き物ですので、100%という人はいませんから。

それで、道德教育の推進については先ほどから説明しているとおり、町としても教育委員会としても、子供たちの道德推進ということでいろいろな角度から進めているところでございますから、そのように認識していただければいいなと思っております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 誰でもどこか、聖人ではないからおかしいところがあるというのは、それは我々もわかっています。でも、こういう大事なフェアプレーでやらなければいけないというオリンピックのスタジオの中のゲームのようなところで、堂々とよこしまなことをやって、それも人間だからやることなんだということではないわけでしょう。だから、選挙違反の公選法もあるし、政治資金規制法もあるし、そのほかの刑事罰もあるんです。

そして町長は、今もそうだけど、私に、私もそういうところがあるみたいなことを言うけれども、それは私のことを言わなくたって結構です、今あなたに質問していますから。そういうやり方ですから、私は、町長は本当に今回の問題は嵐が通り過ぎるのを待つだけで終わらせようとしているように見えます。私はそういう町長は、今後とも町長として大変大きな疑問を持っておらざるを得ないということだけ申し上げておきます。

公約については先ほど申し上げましたが、もっと私から言わせると大事なんですよ、住民のためのサービス、大事なんです。だけれども、プライオリティーというか優先順位と

いうのがあるんですね。わずか数十万円のそんな、しかも所得制限なしにそういう給食費をただにするとか何とかって、私はおかしいと思う。それは自民党もおかしいんだし、民主党もおかしい、私から言わせると、それはちょっと関係ないけれども、要するに日本の国全体が政治的にそういうばらまきをする風潮があると思いますが、それは一応別にしまして、それと似たようなことを、同じことを遠山町長がやっている。私は政治のあり方として間違っているのではないかということをお願いしたいだけです。

その次にまいります。次はもっと具体的なと言いますか、町内の問題についてお尋ねをいたします。大きい2番目ですが、布川台の生活道路の復活について。

町長は、選挙公約で生活道路の整備をうたっております。今回のチラシの中にも書いてありました。しかし、昨年4月以来、布川台町内会から出されている町内の生活道路の復活、これは去年からいろいろと話が、企画財政課、まちづくり推進課、そして総務課も多分関係するでしょう、それから、町長にお話が行っているから何のことかおわかりだと思います。

町内会の皆さんがそういう道路の復活を要望してきております。しかし、いろいろと、3回も4回もお願いに町内会の人たちはやっていますけれども、今なお解決しておりません。企画財政課や皆さんはもう一件落着だと思っているとすれば、これはとんでもない間違いで、少なくとも町内会は問題が解決したとは思っておりません。

そこで、今後の町の対応をお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 布川台の生活道路についての質問でございますが、旧布川小学校駐車場を生活道路として利用できないかとのことだと思います。

議員ご承知のとおり、旧布川小学校の土地については、グラウンドを除いて日本ウェルネススポーツ大学と平成23年2月に公有財産賃貸借契約書を取り交わして使用していただいているものでございます。このことから、貸付財産の保全及び維持管理義務などは、全て大学側にございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

町ではどのような対応をするかとのことでございますが、公有財産賃貸借契約書で規定されているとおり、貸付財産の保全及び維持管理義務などは全て大学側にございますので、大学側の判断を尊重したいと考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 町内会の皆さんがお聞きになっていることが一步も進歩していませんね。3回か4回か、町内会からはお願いが正式に行って、またそれに対する木で鼻をくくったような返答しか来ておりません。

この問題について、ちょっとご説明をさせていただきます。特に傍聴の皆さんで布川台でない方は、旧布川小学校というのはご存じかと思っております。利根町に1年以上お住みになっている方は皆さん。旧布川小学校が旧利根中学校と一緒に日本ウェルネススポーツ大学

に、その母体はタイケン学園という私立の大学法人に土地を貸したわけですね。それで、建物は売ったのです。

ですから、今、町長が言われるように、両キャンパスを売ったのですが、旧布川小学校のキャンパスは長年、三十数年以上、つまり布川台というのは昭和40年代ころに初めて宅地開発が始まったところなのです。そこに昔の布川小学校ができて、そのときに今の旧布川小学校の正門玄関、あの桜並木があるところ、あの道路が、南の方は布川神社の横を歩いていくのをご存じだと思います。それから、布川神社から上ってきて真っすぐ行くと突き当たりに駐車場が現在もあります。これが現在、タイケン学園に貸している駐車場ですね。キャンパス全体を貸していますから。そして、その駐車場を通り抜けるとまた道があって、その道に沿って千葉竜ヶ崎線の県道に通じる道があります。

その駐車場、今言いましたお宮さんから上ってきて真っすぐ来て突き当たりに駐車場があり、その駐車場をまたぐとまた道がある、その駐車場を長年布川台の町民の皆さんは生活道路として、そしてまた町も何も言わず、つまりそれは暗黙の了解がとれていると住民は思っていたわけですし、その駐車場を歩いて、ごみ捨てであるとか買い物に使っていたのですね。ところが昨年4月に、ご承知のように、タイケン学園に貸してしまったから、そこは町の管理ではなくて大学の管理になりました。

そうしたら大学は、初め、あそこはごらんになるとわかるけれども、駐車場のところに扉があります。門扉がありまして、その門扉がいつもオープンになっていたのですが、あるとき、旧布川小学校のガラス窓が割られるとか、そういう事件があって閉ざしてしまったのですね。それで通れなくした。つまり、駐車場を歩いて近道で、ごみ捨て場は大体桜並木の近くにあるようですけども、そこに行こうとした県道側に住んでいる何十世帯の皆さんが通れなくなってしまった。非常に遠回りをしてそこに行かなければいけなくなった。

それを、今まで何十年も黙認してきたのだから、そこを何とか通れるようにしてくださいというのが布川台町内会の皆さんの希望だったのですね。それで、4月に突然その通路を閉鎖された。要するに駐車場の部分を通れなく学校側がしてしまったのですね。

それで、ある住民が、町内会の役員級の方が、この方はタイケン学園が町に来るのに大変熱心に、積極的な発言もされた大変いい方なのです。優秀な方でもある。その方から私に電話がありまして、こんなふうになってしまって、いつも住民が使っているのが、突然何も言わずにあれしてしまった。何とかならないかという相談を受けまして、私はそれはということで、まちづくり推進課の課長に連絡をしました。課長はすぐ対応していただいて、それで大学側に対応してもらってあけてくれたのですね。

ところが、あけてくれて何週間だか知りませんが、また閉じられてしまった。また悪さがあったらしいのですね。私はそこは知りませんが、それで、せっかくあけてくれたのに何でまた閉じるんだということで、町内会の、特にその生活道路を使ってい

た人たちを中心に、何とかありませんかということをお願いをしたと。そういうことであります。

最初に通路を閉ざされたのは去年の3月ごろ、私やまちづくり推進課の課長、そしてタイケン学園の少し上の担当者が了解をしてあげてくれたのが、つかの間ですが、その後、4月にまた閉ざされてしまいました。それは、先ほど言いましたように、その間にちょっと事件があったようです。ガラスを壊されたとか。それを理由に大学側はその通路をふさいでしまったということが、事の発端なのですね。

町内会の皆さんは大変困って、それで町の方に申請書を出したわけですね、陳情書というのですか、それを見ますと、要するにあけてくださいということと言ったところが、町の財産というのは企画財政課というところが所管です。企画財政課の課長が対応してくれたようですが、その対応が、これは町のものではなくなったから、大学側で何とかしてもらおうようにしたらどうかというような意味合いのお話があったようです。そういうやり取りが何回かあるのですね。

私は、町は一体、住民と大学と仲よく共存共栄でこの町でやっていこうとする努力をどこでやっているんですかということをお聞かせください……（「交渉事だよ」と呼ぶ者あり）そう、交渉事なんですけれども、町は、それは大学のものだから、私たちはいわば関係ないみたいなことを言っていたわけです。

そういうことで、まず最初に確認ですけれども、企画財政課だと思いますけれども、この学園と賃貸契約をするときに、住民が昔からそこを通路として使っていたという事実を把握していましたか、いなかったか聞きます。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

あの校舎、土地につきましては、布川小学校ができる前は布川中学校の敷地でございます。たしか昭和45年に統合の中学校が、今現在タイケン学園で使っている利根中学校の跡地に統合されまして、文間中学校と布川中学校がなくなりました。その後、布川小学校ができて、あそこに駐車場がありまして、その布川小学校のときは、門がありますけれども、自由に出入りしていたかどうかというのは、私は確認しておりません。

平成19年度3月に閉校されまして、その後、私どもで普通財産にして管理していたわけですが、何回も何回もガラスが割られましたし、中学生も何回も建物の中に入り込んだり、小学生が屋上に上がったり、いろいろ管理上、非常に苦労した思いもございます。

先ほど町長が申し上げましたとおり、平成23年の2月に契約書を結んでタイケン学園で使っていただくということで、私どもで管理していました平成19年度末閉校ですから、ですから平成20年4月から平成23年の2月まで私どもで管理しておりました。その間については、かぎをしていたということとはございません。それは認識しております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 要するに知らなかったとおっしゃるけれども、現実の問題としては、これは生活道路として使っていたということは、ある程度はわかっていたと私は思います。それは、公式にはそういう確認をしていなかったかもしれません。けれども、そういう状況があると。

あと、町内会の方から何とかならないかと何回か言っても、要するに非常に血の通った返答が町から来ないのですね。それで昨年11月だったと思いますが、あと省略しますが、若泉昌寿議員の紹介があってタイケン学園の経営トップのナンバーツーですね、学園の副理事長をやっている柴岡信一郎さん、この人が副理事長をやっていますけれども、その人とタイケン学園の事務局長と、それから、町内会の五、六人の方とさしでお話をし、副理事長はこういうことを言ってくれたようです。つまり、それは生活道路として使ってもいいですよと、副理事長が言ったのですよ、そして、ただし、そういうことがないようにしてくださいという話だったと思います。フェンスをつくって駐車場の通路に使いたいというから、とまっている駐車場の車に傷がつかないように、通路部分だけフェンスで囲って通路として使えるように町側でやってくださいという条件があったようです。

それから、通路として使う部分については賃借料をその分、そっちで使うのだから町の契約からは外してください、要するに減額してくださいと。その通路として使う部分の賃借料を少し安くしてくださいと、それを条件で学園の副理事長はオーケーを町内会の皆さんにした。そして、その話を持って町内会の方が町に行ったのですね。

そうしたら、詳しいことは書いていないからわからないのですが、12月か11月かわかりません。そのときに町長が、三者会談をやったらどうですかと。要するに学園の副理事長はそういう条件で使ってもいいですよと言ってきたのに、三者会談をやったらいいんじゃないですかと言ったそうですが、それは何のためにそういうことをおっしゃったかちょっとお聞きしたいです。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 大学の方では、町の方でフェンスをやってくださいということがありましたので、町の方では大学の敷地内にフェンスをやるということではできなと。それであるならば大学の方でそのような形にさせていただければいいかなと思って、それで三者会談をということで私が提案したけれども、実際には大学の方が話にのってくれなかったということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 時間がないので手っとり早くやりますけれども、それが要するに血の通った解決案ではないのですよ。学園の副理事長ですね、ナンバーツーの人が、うちの若泉議員を通してオーケーをしてくれたのですね。それだから、あとは大学が言うように、その通路部分だけ賃借料を減じればいいわけでしょう。あるいは賃貸借契約書を書き直せばいいわけでしょう。それから、フェンスをつくるのも、これは今まで住民が使って

いたという既成事実がずっと何十年もあるわけですから、それは住民のためにフェンスをつくってあげたらどうですか。そういう相談はしないで、今のようにそれは大学が応じないからとか、それが血の通っていないという私の理由です。そこを今度直してもらいたいのですが、どうですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 大学の方が応じなかったのですけれども、その後、布川台区長を初め、数名に来ていただきまして、町の方と協議をいたしました。その結果、今の第2キャンパスが、使用頻度が上がれば大学の方は開放しますよということで、それで区長初め、なるべく早く生徒が集まって使用頻度が上がって開放してもらえる日を待っていますということでお帰りになったと。その後は何ら布川台の方からは要望等来ておりません。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） その話も聞いております。それは違いますね。

確かにそういうお話があった。あと2年か3年待てば学生がふえるから、そのときは開放しますよというお話だったようです。それで町内会の方が納得しているとは思えません。

なぜかと言うと、ことしの夏祭りにも同じことを、さっぱりがちが明かないんですよという意味合いのことを、同じ幹部の方から聞きました。要するに、生活道路として毎日使っていた道路を、そのキャンパスに人間がふえるのは、この学生定員どおりに来ても、1,000人近くになるにはまだ2年半か3年かかるのです。それまであそこを使うなということでしょう。使わせないということでしょう。そういう相談を住民が心から納得してオーケーしているわけではない。それは私にそういうふうに言ってくるわけですから、ですから、そんな2年も3年も待って、それから開放しますよというのは非常に何というか、他人事のように、住民のためにやっていないのですね。

しかも、布川台の町内の皆さんは、町内会の役員を含め、住民の、あそこには留学生が少し住んでいます。そういう留学生が、日本語もままならないような留学生の世話をやっている一般の住民の方も既におられるのですね。そんな3年たってから面倒見るよなんていうこと人間として言えませんから、そういう行政をやっていることは即刻やめてほしいのです。すぐに、町内会の皆さんの言うとおりになぜやれないのですか。お金も大してかからないでしょう、フェンスをつくるだけで、そんな第3子に金をやるより、よっぽど簡単にできます。どうですか、お聞きします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 最終的に布川台区長初め役員の方が数名見えました。そのときに、町有地であったときも、先ほど秋山企画財政課長が言ったように、ガラスを割られる、いろいろないたづらをされた。そのときは閉鎖をすることも考えたのですけれども、閉鎖をすると近隣、特に第2キャンパスの周りの人が生活上困るであろうということで、町有地であったときはオープンにしていたのです。そのように説明したのです。



ただ、今は、大学に貸した以上は、大学で対応していただかなければなりませんよということで説明して、それである役員は、じゃあ子供たちがふえるまで待とうよ、その会議で言ってくれたのですね。

それで、最終的には区長初め、そのときに来てくれた人、協議した人たちは100%とはいかないまでも納得して帰っていただいたのかなと考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 一部の仮に町内会の方が納得したとしても、私がとにかくこの夏祭りのときに布川台にお邪魔したときに、そういうお話をたっぷり聞きました。つまり、総体として布川台の町内会の皆さんは、その話は満足していないのです。だから、本当に住民のことを考えると、大学の財産だからどうのというのは言い逃れですよ。何で町の管財の人が財産運用のことだけでしゃしゃり出てくるのですか。もっとまちづくり推進課という課があるのだから、これが町民と行政と、それから、そういう大学等の団体と調和的にこの町が生きていけるようにする努力をするのが皆さんの仕事でしょう。それをやらないでそう言っているのはおかしい。だから、それをすぐに改めてほしいのです。

それからもう一つ、確かにそういう事件がありました。その事件を抜本的に解決しようとする努力が町側に足りない、私から言わせると教育委員会も、そういう事件がその課から上がってこなかったかどうか知りません、そんなことは責任逃れですね。そういう中学生や小学生がいたずらにガラスを割ったとか、そういう暴行事件を起こしていたという事実だけは、少なくとも後からわかったのなら、小中学校はわずか四つしかないこの学校、なぜ教育委員会が総力を挙げて、校長を通じて、そしてPTAを通じて、そういうことをやらないように、そして警察の力をかりてもっとやっただらいいんじゃないですか。やっていないでしょう。そういうチームワークで教育委員会が、学校も含めてそういう悪さをする人間を懲らしめる、懲らしめるというかやらないようにする、そういうこともやらないで、またそういうことが起きたから閉鎖しましたと、それで土地はあっちに貸したから私たちは知らないよと、そういう姿勢に見えるんです。それは即刻やめてください。今後、9月からすぐに改めて、私が言うように、教育委員会ももっとしっかりしてほしい。PTAもしっかり動かしてほしい。もしそういう事件が起きそうであれば。

だから、町内会がせつかく生活道路として長年使っていたものを、即刻、速やかに早くできるように、やるように、すぐに、町内会の方はまた行きますよ、私と同じようなことを言いに来ると思います。そのときはわかりましたと言ってください。どうですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 私も布川台の夏祭りにご招待をいただいて行ったのでありますが、その件については一言も、区長並びに役員の方から言われたい。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） それは、町長に直接言う人、それはいませんよ。町長はそれとは

関係ないことで、プールの側壁のペンキ塗ってあげますよって、頼まれもしないことを言ったそうですね。そんなことやる必要ないですよ。そんな金があるならフェンスをつくってちゃんとやってください。もっと議員の言うこと、住民の言うことを真摯に受けとめて、やるべきことをやる。それを約束してほしい。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） ペンキを塗りますよとは言っていませんので、白旗議員、どこでどういう話を聞いたか知りませんが、大学の方にプールの更衣室の外側にある、北側にある外壁が相当傷んでいるので、ペンキを塗ってくださいよと大学にお願いしてありますよと、それは言いましたけれども、町で塗るとは言っておりませんので。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） 先ほど、私どもで管理しておりました期間、いろいろな話をされたお話を申し上げましたが、教育長に直接お会いしてお願いいたしまして、小学校、それから、中学校の校長先生に、あの施設は立ち入らないでほしいということで指導はお願いしてございますので、何も教育委員会が行っていなかったようなことはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 以上で白旗 修議員の質問が終わりました。

---

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

あすは午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午後4時32分散会